

第四回 館山市議會臨時會會議錄

議案の上程(議案第六十一号)	八
議案の内容説明	九
質疑応答	一二
採決	一八
議案の上程(議案第六十二号)	一八
議案の内容説明	一九
採決	一九
閉会	二〇
本日の会議に付した事件	二〇

第四回館山市議會臨時會會議錄

昭和四十五年八月招集

一、昭和四十五年八月二十四日（月曜日）午前十時

一、館山市議會本會議場

一、出席議員 二十四名

- | | |
|-----------|-----------|
| 一番 吉田勇治郎 | 二番 石井輝久 |
| 三番 嶋田石蔵 | 四番 伊賀多朗 |
| 五番 藤田益治 | 六番 磯辺博 |
| 七番 白熊盛太郎 | 八番 黒川正 |
| 九番 三幣勇 | 一〇番 西村真次 |
| 一番 菊井敏博 | 一五番 石井正 |
| 一六番 五十嵐昇 | 一七番 江田徳太郎 |
| 一九番 島野茂樹郎 | 二〇番 中村省吾 |
| 二二番 小沢恵太郎 | 二三番 飯田義男 |
| 二四番 田中祿郎 | 二五番 田村源治郎 |

二七番 安 沢 徳 順
 二九番 鈴 木 市 蔵
 二八番 望 月 照 正
 三〇番 山 口 康

一、欠席議員 四名

一二番 小 柴 孝
 一四番 速 山 ヨネ子
 一八番 安 西 益 男
 二六番 秋 山 六三郎

一、出席説明員

市 長	本 間 讓	助 役	島 山 伝
収 入 役	高 木 哲 三	秘 書 課 長	太 田 博 雄
庶 務 課 長	小 倉 澄 男	財 政 課 長	長 谷 川 広 治
企 画 課 長	伊 藤 幸 太 郎	教 育 課 長	高 木 正
教 育 委 員 会 庶 務 課 長	汐 崎 政 光	学 校 教 育 課 長	吉 田 隆 夫

一、出席事務局職員

事 務 局 長	高 梨 清 一	事 務 局 長 補 佐	高 尾 豊
書 記	兵 藤 恭 一	書 記	錦 織 睦 子
書 記	渡 辺 弘	書 記	川 上 義 雄
書 記	木 高 松 雄	書 記	

一、議事日程

昭和四十五年八月二十四日午前十時開議

日程 第一、会議録署名員の指名

日程 第二、会期の決定

日程 第三、議案第六十一号 安房郡市広域市町村圏事務組合の設置に関する協議について

日程 第四、議案第六十二号 館山市立小学校設置条例等の一部を改正する条例の制定について

開 会

午前十時五十五分開議

○ 議長 (西村真次君) 本日の出席議員数二十四名、これより第四回市議会臨時会を開会いたします。

出席説明員の報告

○ 議長 (西村真次君) 本臨時会の議案審議のため、地方自治法第二百一十一条の規定による出席要求に対し、本間市長、島山助役、高木収入役、太田課長、伊藤課長、長谷川課長、小倉課長、高木教育長、汐崎課長、吉田課長以上の者が出席する旨の報告がありました。

議案の配付

(六)

○ 議長 (西村真次君) 議案を配付いたします。議案の配付漏れはありませんか——配付漏れなしと認めます。

会議録署名員の指名

○ 議長 (西村真次君) 日程第一、会議録署名員の決定を行ないます。

本臨時会の会議録署名員に一五番議員石井正君、一七番議員江田徳太郎君以上両君を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて決定いたしました。

会期の決定

○ 議長 (西村真次君) 日程第二、会期の決定を行ないます。

本臨時会の会期につき議会議会運営協議会の意見は本日一日ということであり、おはかりいたします。会期を一日と定めますことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて会期は一日と決定いたしました。
本日の議事はお手もとに配付の日程表により行ないます。

提案理由の説明

○ 議長 (西村真次君) これより本臨時会の案件につき市長の説明を求めます。本間市長。

(市長本間謙君登壇)

○ 市長 (本間 謙君) ごあいさつ並びに議案説明を申し上げます。

本日は暑さきびしい中を急拠第四回臨時市議会を招集し恐縮に存する次第でございます。本日、御審議わずらわしき案件は二件でございますが、かねてより懸案でありました安房郡市広域市町村圏の一部事務組合の設置に伴う協議についてであります。これは広域市町村振興整備措置要綱に基づいて本年七月十六日づけで県知事から安房郡市が広域市町村圏として指定を受けたわけであります。

その基本的な考え方としては、最近におけるわが国経済の発展に伴い住民の生活水準は向上し、その生活態様は都市化しつつありますが、地方においてはこのような住民生活の変化に対応して著しく立ち遅れている公共施設等の整備をはかるというような行政水準の向上をはかることが要請されております。

一方、全国的なモータリゼーションの普及をはじめとする新しい交通、通信手段の発展に伴って住民の生活圏は市町村の区域を越えて広域化しつつあり、都市を中心として周辺農林漁業地域を一体とした日常生活圏が形成されつつあります。このような社会、経済情勢の変貌と地域社会の構造変化に即応して近隣市町村が住民の生活環境の整備を効率

的に行ない、魅力ある豊かな地域社会を建設するためには、市町村の区域を越えて総合的な広域行政を計画的に展開する必要があるが、現在の市町村はその区域に制約され、時代の要請に対処するに十分ではありません。このような事態に対処するために広域市町村圏を設定し、市町村の共同処理方式により道路、消防、救急、医療、清掃、教育、文化、社会福祉、産業振興等の施設の整備及び事務の処理を広域的かつ総合的な計画のもとに促進し、市町村が当面する諸問題の解決をはかり、合わせて国土の均衡ある発展及び過疎問題の解決をはかることを目的としております。以上のより基本的考え方を前提として安房郡市町村圏の振興整備に関する施策を具体的に実施するにあつて一部事務組合を設置しようとするものであります。

次に、前年度から継続事業として実施して参りました北条小学校及び幼稚園につきましては、今月末をもつて完成いたしますので、館山市立小学校設置条例及び館山市立幼稚園設置条例中、北条小学校及び北条幼稚園の位置を変更しようというものであります。以上、簡単な説明でございますが、詳細につきましては、関係課長をして説明させますので、慎重なる御審議をたまわるとお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○ 議長 (西村真次君) 市長の説明を終わります。

議案の 上 程

○ 議長 (西村真次君) 日程第三、議案第六十一号を議題といたします。

(書記朗読)

議案第六十一号 安房郡市広域市町村圏事務組合の設置に関する協議について

議案の内容説明

○ 企画課長 (伊藤幸太郎君) 地方自治法の規定によりまして、今回安房郡市広域市町村圏一部事務組合を設置しようというものでございますが、この中核をなしますところの組合規約につきまして御説明申し上げます。

まず、第一条の目的でございますが、これはここに書いてございませうとあり、広域市町村圏の振興整備に関する事務及び事業を行なうもので、この安房郡市の均衡ある発展を目的とするのだという目的の条項でございます。

第二条が名称でございます、組合名称は安房郡市広域市町村圏事務組合というわけでございます。

第三条が構成市町村でございます、これは館山市、富浦町以下安房郡市全市町村を構成とするわけでございます。

共同処理する事務といたしまして第四条、これは市町村圏の振興、整備に関します計画の策定とその実施のための各市町村間の連絡、調整に關しますことをまず第一の共同処理事務といたします。第二といたしまして、この計画の策定に織り込まれました事業の実施に關すること、この点につきまして多少御説明申し上げますが、これは一部事務組合全体で共同処理する仕事、その仕事を早晚これは決定されるはずでございますが、その共同処理する事務と、それから事業の実施をこの組合が共同で行なうというわけでございます。したがって、共同処理の仕事が決定次第にこの具体的な事業も織り込む予定でございますので御了承いたしたいと思ひます。

事務所は第五条といたしまして、この市役所内に置くことになつております。

次に議会の関係でございますが、第六条この組合に組合議会を置くわけでございますが、その定数を十三市町村でございますので、各二名ずつといたしまして定数を二十六名といたしたい。議員の関係は各市町村の長と各市町村の議会の

議長をもつて組合議員といたしたい。ただし、関係市町村の長である者が管理者あるいは副管理者に選任されたときは、この関係の市町村の組合議員は議会の議長さんと助役をもつて組合議員とするというわけでございます。第三項はただし書でございますが、助役が欠けております場合には、この市町村長が指定する職員を組合議員とするということでございます。

次に、第七条議員の任期でございますが、関係市町村の長あるいは助役にあつては、長または助役の任期によるんだ。それから議長さんにあつては議長のある期間を任期とするのだというわけでございます。第二項といたしましては、先ほど申し上げました助役が欠けているものの指定されました組合議員の任期は、市町村長の指定が解かれるまでの期間とするのだというわけでございます。

第三章執行機関でございますが、第八条におきまして、この組合に管理者それから副管理者及び収入役を置くんだ。そして副管理者の定数は三人といたしたい。選任の方法は管理者及び副管理者にあつては組合の議会において関係の市町村長の中からこれが選挙される。収入役につきましては、管理者が組合の議会の同意を得て関係市町村の収入役の中から選任されるというわけでございます。

次に、第五項といたしまして、組合に吏員、その他の職員つまり事務局を置きまして、この職員は管理者が任免することになつております。

次に、管理者等の任期でございますが、第九条におきまして、管理者または副管理者、収入役の任期は二年だ。しかし再任することがあるのだということでございます。

第二項はここに書いてございますとおり、管理者、副管理者、収入役がそれぞれの職を失つたときには当然この職を失うのだというわけでございます。

次に、監査委員の制度でございますが、第十条で規定してございますが、監査委員二人を置くこととなっております。監査委員は管理者が組合議会の同意を得まして組合議員の中から一人、知識経験者の中から一人を選出するんだ。第三項といたしましては、監査委員の任期をうたつてございます。

次に、第四章経費の負担等でございますが、第十一条におきまして経費の支弁方法をうたつてございます。経費は関係市町村の負担金、国庫支出金、県支出金、寄付金等その他の収入をもつて充てることとなっております。ただし、負担率につきましては、のちほど申し上げます別表でこれを規定してございます。

第三項におきまして、特別の事情が生じた場合におきましては、この負担割合を組合議会の議決を経て別の負担方法によつて市町村に分賦することができる規定を設けてございます。

第十二条は補則でございます。さらに附則に参りまして、この規約の発効は千葉県知事の許可のあつた日から施行をするんだということでございます。

第二項でこの組合の議会の一番最初の招集は館山市長が招集する。

第三項はこの規約に定めるほかいろいろ経費に関しましては、別表に定めるものでございますけれども、本年度は年度途中でございまして、今年度に限りまして、四十五年四月一日現在の人口による人口割を考へて参りたいというわけでございます。

六ページでございますが、別表を申し上げます。まず均等割を負担金総額の百分の三十、人口割を負担金総額の百分の七十という負担金率によりますわけでございますが、ただし人口割の基礎は前の年の八月一日現在の県の推計人口を押えるんだということでございます。

以上が規約の概要でございますが、御参考までに次の市町村圏事務組合の組織機構図がございまして、一応ごらんい

ただきたいと思ひます。このような機構によりまして市町村事務組合の運営がなされていくんだということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

質 疑 応 答

○ 一九番 (島野茂樹郎君) 全員協議会のときにお聞きしておけばよかつたんですが、なかなか何を聞いていいんだかわからないで今頃になつて思ひ出して、一つは自治省の通達というのを私読んでおりませんのでよくわからないんですが、若干基本的な問題になるかもしれませんが、お聞きしておきたいと思ひます。

自治省は一体なぜ広域市町村圏というものをつくつて、そしてそれにだけこういう三億円の交付税を増額する。あるいは補助金を増額をする。そういうものが出てきた背景が実はわかりません。一体何を目的にしているのか。いろいろ説明を聞いておきますと、たとえば道路整備事業などについては、広域市町村圏をつくつたということに対してそれぞれの市町村に交付税を増額するのだ。こういう説明であります。なにも広域市町村圏というものをつくらなくても自治省としてはそういうことができるならば交付税を増額してくれてもいいんじゃないか。こういうふうな素朴な疑問が実はわくわけです。

それと、これからいろいろな計画を策定をしていくわけですが、今、安房郡市において市町村間の調整といふんですか、計画を調整をして共同でやらなければならぬという差し迫つたものは一体何か。さつき説明では市町村道路の整備ということは各市町村がやるんだ。その計画を持ち寄つて調整するのだというから、これは特に市町村圏の中で計画をするということが先ではなしに、それぞれの市町村で計画をするということが先で、そうしてそれを調整をする

のが仕事だ。こういうことでありますから、道路の整備は別としまして、市町村圏として差し迫つて共同してやらなければならぬというものは何だ。こういうふうなことにどういふことをお考えになつていらつしやるのか。この二つについてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○ 企画課長 (伊藤幸太郎君) 最初の問題でございますが、なかなかむずかしい問題でございますけれども、私どもといたしまして考えておりますことは、いろいろ趣旨説明等はなされておりますけれども、要約いたしますと、現在の社会情勢というものが非常にかわつて参りました、単に現在の一市町村区域いわゆる独立しておりますところの一市町村区域の行政だけではなかなかまかないきれない。あるいは非常に多様化しておりますので一市町村だけではいろいろの面で、たとえば経費の面ではなかなかまかないきれないということがございます。それには、やはり近隣の市町村が一つの腕を組んで、そうしてお互いに共通するいろんな住民福祉のための仕事をやつていくことが今の社会情勢から見て必要ではなかるうかということからこの市町村圏の問題は出発しているように私は考えております。いろいろ趣旨、目的に示された事柄もございませうけれども、要約いたしますと、そのようにすることに私どもも考えてよろしいんではなかるうか。かように私考するわけでございます。

それともう一つは、今申し上げましたように各市町村だけでもつてなかなかまかないきれないような各市町村間に共通する大きな仕事を一つまとまつた中で、各市町村が分担し合つて処理していくことが市町村財政の面からいきましても効果的ではなかるうかというような仕事があるわけだと思ひます。たとえば、現在非常に大きな問題になつておりますところの環境衛生上の問題、あるいはまた福祉関係の問題、あるいは消防の問題いろいろ直接、間接に住民に大きな影響を及ぼすところの仕事をとり上げてまして研究いたしまして、その一部事務組合の大きな範囲の中で取り上げてお互いに負担し合いながら住民共通の課題を解決していこうではないかというような問題が幾つか考えられるわけでござい

ます。そのような意味からいたしまして、国におきましてもそのような制度を、方針を各 市町村にすすめて参るわけでございます。そのためには財政的にも応分の援助をしよう。そしてひいては各地域の住民の福祉の向上のために役に立たいということがこの市町村圏の大きな目的ではなからうかと私は考えるわけでございます。お答えになりましたかどうかわかりませんが、以上考えております一端を申し上げました。

○ 一九番 (島野茂樹郎君) どうも自治省の本当の腹というんですか、そういうよりなものももちろん表面上はそういうつたことにあるというのはわかるんですが、何か裏があるような気がしてならない。これはここで私がそういうふうに感ずるといふだけのことですから、おそらくこの杆格を満足さしてくださる返答を得ようといふことは無理だろうと思えますが、ただもう一つお聞きしておきたいのは、三年間三億円というふうなお話したんですが、三年過ぎたあとはどうなるのか。この辺の見通しはどうなつておるか、お聞きしておきたいと思えます。

○ 企画課長 (伊藤幸太郎君) 四十六年度から三カ年の実施計画が立てられるわけでございまして、その中核は先ほど申し上げましたとおり市町村道の道路整備ということが中核であるわけでございます。なぜかという点、行政を進めていき、それからまた各住民の利便をはかる意味から今日の一番の課題は道路整備ではなからうかというふうな観点から、各市町村道の道路整備を中核として市町村圏としては考えて参りたいということが趣旨でございますので、一応三カ年計画でこれを繰り込みましたものが一応整備された場合、道路整備はそれでは四年目からどうなるのだというお話しでございますが、これは三カ年を特別の整備補助期間として設けまして、四年以降につきましては、従前の道路整備上の国が援助するたてまえになるわけでございますけれども、特に三年間の間先ほど申し上げましたような相当額をもとにして極力三年間で市町村道の整備をはかるということであろうかと私考えるわけでございます。しかし市町村道の整備だけが一部事務組合の目的ではございません。やはり共同で処理すべき仕事があるわけでございます。これが設

定されるわけでありますので、将来につきましても市町村道の整備につきましても、一部事務組合で各市町村間の連絡、調整をやはり役目として持つて進めていこう。それから共同処理する事業を幾つか設定された場合には、これはずつとこの仕事を一部事務組合で実施するわけでございますので、ある意味では半永久的な事務組合というようなことも考えられるわけでございます。さようなふうに私考えておりますので御了承願いたいと思います。

○ 二〇番 (中村省吾君) 一九番議員の質問に若干関連いたしますけれども、この市町村圏が設立されて、この意図するものがどうか、いまさらそういうことではないんですが、問題は今日の税制の欠陥というものが確かにあると思う。その特別交付とかそういうことばも使われておる。そういう問題が実は形をかえて私は一部事務組合というものをつくるような形になつてきたと思うんです。そのこと自体、今、この市町村圏を設立して一部組合をつくるならば、そこに特別交付がくるんだから、あるいはまた二千万の事業補助もなされるといふことでありますので、これはつくらないよりつくつたほうがいいという結果になります。ただ、そこで考えなければならぬのは、こういうことを是認していくと、現在の私どもが国民一人一人から税金をいただいでそれが中央に吸い上げられて自治体が住民の福祉増進をはからなければならぬという任務を持つておる。その肝心の任務が中央からくるわずかな金ではまかないきれないというのが現状でございます。国民健康保険にしてもそのとおりでございます。あらゆる面がそうなんです。学校を建てるにしてもわずかな補助金しかこない。道路をつくるにしてもわずかな補助金だからできない。それが現状でございます。そこに、市町村圏というものをつくれれば特別に特別交付税を増額しますという一つのえさをぶらさげたわけでございます。それを一つつくればそのことに対してもらえるからというところで唯唯諾諾としてこの制度を私たちがのんでしまうという事は、将来において非常に大きな欠陥になると思う。そのことをやはり十分市町村圏の設立にあつて心得ておいていただきたいと思つてわけです。

従来のように市町村、自治体が単独であるいは市町村道にしても、学校設備にしても、環境衛生にしても、そういう事業を行なう場合には十分なる交付税が単独にくることそ望ましい。そういう本来の姿というものを見間違わないようにこの運営を十二分に発揮していただきたい。それがない限りにおいては自治省のえざにつられたということに終つてしまふと思う。それであつてはならないということをお願いいたしまして終ります。

○ 二五番 (田村源治郎君) 広域行政の規約には賛成するけど、市原市みたいに合同して市をつくつておる。安房郡市には一本化した市がつくれなから一部組合をつくつておるのだ。これらに対してどつちが補助、交付がくるのか。安房郡市が均衡ある発展をしなければならぬということで、将来市原市みたいに安房郡市一本化の目標を間近にひかえてやつておるのか。そうすると、長狭町は長狭市をつくろうとしておる。市になると交付税、いろいろの部面で違つてくるんではないか。安房郡市に二市も三市もになると館山市が地域をまん中において将来分担金の奪い合いということも将来出てくるんではないか。四十五年度はいいけれども、それらの将来性の見込み、この広域行政の事務組合に対する見通しについて館山市としていかがであるか。その二点をお伺いしたい。

○ 企画課長 (伊藤幸太郎君) ただいまの御質問は現に長狭町の周辺で市の問題等が起きているようであるから、もしそのような市が誕生した場合、この一部事務組合の内容が一体どうかわつていくのか。あるいは館山市としてどのようなものが考えられるのかというような意味の御質問であろうかと思ひますが、この市町村圏はあくまでも安房郡市内の市町村をもつて構成されるわけでございます。仮りに長狭市というようなものが誕生した場合、やはりこれは一部事務組合の一組員、メンバーになるわけでございます。そのような意味で市町村数そのものももちろん減るわけでございますけれども、人口、その他の面におきましては、やはり同じ人口割というようなことは決して減らないということはあるわけでございます。さやうなわけでございますので、館山市といたしましては、目下のところこの一部事務組合

の中心市でございます。でありますので、規約にもございまずとおり事務所も中心市の館山市役所に置く。ある意味の指導的立場で館山市がこの市町村圏をひつばつていかなければならないということで考えておりますので、御質問にお答えできたかどうか、以上で御了承承いたただきたいと思ひます。

市原のように昔の郡市が一本になつて一つの合併というような問題は考えられないかどうか。そういうふうに進んでいくのかという意味だと思ひますが、この市町村圏はあくまでも合併を前提としておるわけではございません。しかし住民のみなさんがやはり一部事務組合の構成市町村をうつて一丸とした合併を望んで、そうしてそれが各機関において認められた場合においては、仮りに安房市というような大きな市が誕生するやもわかりません。しかし目下のところは安房郡市の一部事務組合につきましては、合併というものを前提としないわゆる広域圏行政ということで打ち出されておるわけでございます。

○ 二五番 (田村源治郎君) 安房郡市の広域行政交付金の総額が市原市では一本化しているから相当のものがきているだろう。安房郡市における広域市町村について三億くるんだ。向こうは事務組合はななんだ。交付金の金額の差額が四十五年度でどれだけだけの差額があるのだ。一本化した市と一本化しないでこういうものをつくつておる市の間に交付金の差額がどのくらいあるのか。市原市は相当もらつておると思うけれども、市原市は三億ぐらいではないと思ひけれども、わからなければいいけれども、簡単に。

○ 助役 (畠山 伝君) 市原市につきましては、御案内のように大きな工場があります。そのほうの固定資産税が多額に入りますから不交付団体になつております。つきまして、これはやはり財政需要額を広域市町村圏の中で高めるわけでございますから、その差額分としてうのせしてくるということでございますから、ちよつと向こうとこれとの比較はいたしかねるわけでございます。

○ 議長 (西村真次君) 他に御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

採 決

○ 議長 (西村真次君) おはかりいたします。本案を討論省略採決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。

おはかりいたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決されました。

議 案 の 上 程

○ 議長 (西村真次君) 日程第四、議案第六十二号館山市立小学校設置条例等の一部を改正する条例の制定につい

てを議題といたします。

(書記朗読)

議案第六十二号 館山市立小学校設置条例等の一部を改正する条例の制定についで

議案の内容説明

○ 教育委員会庶務課長（汐崎政光君） 議案第六十二号につきまして御説明申し上げます。

本件は、館山市立小学校設置条例並びに館山市立幼稚園設置条例中、北条小学校及び北条幼稚園につきまして、その位置を新校舎の移転に伴いまして、それぞれ九月一日から新地番に変更しようというものでございます。よろしくお願いたします。

○ 議長（西村真次君） 御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

採 決

○ 議長（西村真次君） おはかりいたします。本案を討論省略採決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（西村真次君） 御異議なしと認めます。

おはかりいたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（西村真次君） 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決されました。

閉 会

○ 議 長 (西村真次君) 以上により本臨時会に付議されました案件全部を議了いたしました。よつてこれにて第四回市議会臨時会を閉会いたします。

午前十一時四十五分

閉会

○ 本日の会議に付した事件

- 一、会議録署名員の指名
- 一、会期の決定
- 一、議案第六十一号、議案第六十二号

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

館山市議会議長

議員

議員

西村真次
石井正
和田徳太郎